

福井県福井海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1号	越前漁業協同組合	福井県福井市居倉の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯36度01分17.5秒、東経135度59分38.8秒 (イ)北緯36度01分20.7秒、東経135度59分29.6秒 (ウ)北緯36度01分14.4秒、東経135度59分22.1秒 (エ)北緯36度01分10.3秒、東経135度59分31.3秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福井市大味地先、同菜崎地先、同蒲生地先、同居倉地先	なし
区第3号	河野村漁業協同組合	福井県南条郡南越前町糠の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度50分52.8秒、東経136度02分20.4秒 (イ)北緯35度50分49.0秒、東経136度02分24.7秒 (ウ)北緯35度50分44.6秒、東経136度02分25.4秒 (エ)北緯35度50分44.8秒、東経136度02分27.3秒 (オ)北緯35度50分49.6秒、東経136度02分26.6秒 (カ)北緯35度50分53.9秒、東経136度02分21.9秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南条郡南越前町糠地先	なし
区第5号	河野村漁業協同組合	福井県南条郡南越前町甲楽崎の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度50分33.6秒、東経136度02分31.3秒 (イ)北緯35度50分22.3秒、東経136度02分23.3秒 (ウ)北緯35度50分10.4秒、東経136度02分32.3秒 (エ)北緯35度50分19.0秒、東経136度02分49.2秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南条郡南越前町甲楽城地先	なし
区第6号	河野村漁業協同組合	福井県南条郡南越前町甲楽崎の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度50分02.2秒、東経136度03分17.5秒 (イ)北緯35度49分55.9秒、東経136度03分11.4秒 (ウ)北緯35度49分45.4秒、東経136度03分21.7秒 (エ)北緯35度49分51.3秒、東経136度03分30.7秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南条郡南越前町甲楽城地先	なし
区第7号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市杉津地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度44分07.2秒、東経136度05分17.8秒 (イ)北緯35度44分03.3秒、東経136度05分14.1秒 (ウ)北緯35度43分43.7秒、東経136度05分40.3秒 (エ)北緯35度43分47.5秒、東経136度05分44.0秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市杉津地先、同元比田地先、同横浜地先、同阿曾地先	なし
区第8号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市赤崎の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度40分59.7秒、東経136度04分43.7秒 (イ)北緯35度41分10.4秒、東経136度04分48.4秒 (ウ)北緯35度41分08.2秒、東経136度04分56.3秒 (エ)北緯35度40分58.3秒、東経136度04分51.1秒	第一種区画漁業	たこ類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市赤崎地先、同田結地先、同鞠山地先	なし
区第10号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市櫛川の地先	次の基点第546号、(ア)、(イ)および基点第337号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第337号 北緯35度39分48.5秒、東経136度02分44.0秒 基点第546号 北緯35度39分39.8秒、東経136度02分38.6秒 (ア)北緯35度39分38.3秒、東経136度02分42.3秒 (イ)北緯35度39分49.7秒、東経136度02分48.9秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市松島地先	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第11号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市名子の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度40分41.7秒、東経136度02分07.0秒 (イ)北緯35度40分44.7秒、東経136度01分58.8秒 (ウ)北緯35度40分39.5秒、東経136度01分54.1秒 (エ)北緯35度40分36.0秒、東経136度02分03.2秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市名子地先	なし
区第12号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市縄間の地先	次の基点第488号、(ア)、(イ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第488号 北緯35度40分44.4秒、東経136度01分41.0秒 (ア)北緯35度40分57.7秒、東経136度01分46.8秒 (イ)北緯35度40分56.3秒、東経136度01分31.9秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市縄間地先	なし
区第13号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市縄間の地先	次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度41分11.2秒、東経136度01分38.0秒 (イ)北緯35度41分10.2秒、東経136度01分40.0秒 (ウ)北緯35度41分12.4秒、東経136度01分41.9秒 (エ)北緯35度41分13.5秒、東経136度01分39.8秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市縄間地先	なし
区第15号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市常宮の地先	次の基点第1015号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第1015号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1015号 北緯35度41分20.6秒、東経136度01分48.1秒 (ア)北緯35度41分17.0秒、東経136度01分52.1秒 (イ)北緯35度41分12.5秒、東経136度01分48.3秒 (ウ)北緯35度41分16.1秒、東経136度01分44.2秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市常宮地先	なし
区第16号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市沓の地先	次の基点第446号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第448号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第446号 北緯35度41分34.1秒、東経136度02分01.1秒 基点第448号 北緯35度41分30.7秒、東経136度02分23.2秒 (ア)北緯35度41分31.7秒、東経136度02分03.8秒 (イ)北緯35度41分34.3秒、東経136度02分09.3秒 (ウ)北緯35度41分35.8秒、東経136度02分13.0秒 (エ)北緯35度41分28.9秒、東経136度02分16.8秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市沓地先	なし
区第17号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市手の地先	次の基点第499号、(ア)、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第449号 北緯35度42分42.0秒、東経136度02分19.8秒 (ア)北緯35度42分43.2秒、東経136度02分31.6秒 (イ)北緯35度42分23.3秒、東経136度02分38.8秒 (ウ)北緯35度42分21.5秒、東経136度02分29.0秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市手地先	なし
区第18号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市手の地先	次の基点第1014号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第340号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第340号 北緯35度43分01.6秒、東経136度02分12.5秒 基点第1014号 北緯35度42分55.3秒、東経136度02分20.1秒 (ア)北緯35度42分58.6秒、東経136度02分26.0秒 (イ)北緯35度43分06.2秒、東経136度02分22.3秒 (ウ)北緯35度43分15.7秒、東経136度02分18.6秒 (エ)北緯35度43分16.4秒、東経136度02分11.8秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市手地先	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第20号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市色浜の地先	次の基点第82号、(ア)、(イ)、(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第82号 北緯35度43分33.3秒、東経136度02分18.0秒 (ア)北緯35度43分35.6秒、東経136度02分21.0秒 (イ)北緯35度43分48.3秒、東経136度02分14.6秒 (ウ)北緯35度43分46.0秒、東経136度02分11.6秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市色浜地先	なし
区第21号	敦賀市漁業協同組合	福井県敦賀市色浜の地先	次の基点第450号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第85号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第85号 北緯35度44分19.5秒、東経136度01分41.7秒 基点第450号 北緯35度43分52.4秒、東経136度02分03.3秒 (ア)北緯35度43分53.8秒、東経136度02分09.0秒 (イ)北緯35度44分03.5秒、東経136度02分01.9秒 (ウ)北緯35度44分14.6秒、東経136度01分51.5秒 (エ)北緯35度44分21.0秒、東経136度01分47.4秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	敦賀市色浜地先、同浦底地先	なし
区第22号	美浜町漁業協同組合	福井県三方郡美浜町丹生の地先	次の基点第101号と基点第106号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、基点第102号と基点第104号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第101号 北緯35度42分21.9秒、東経135度57分58.1秒 基点第102号 北緯35度42分24.3秒、東経135度57分51.5秒 基点第104号 北緯35度42分26.9秒、東経135度57分44.5秒 基点第106号 北緯35度42分29.3秒、東経135度58分22.3秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方郡美浜町丹生地先	なし
区第23号	美浜町漁業協同組合	福井県三方郡美浜町丹生の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度41分50.4秒、東経135度58分20.9秒 (イ)北緯35度41分49.8秒、東経135度58分12.3秒 (ウ)北緯35度41分36.9秒、東経135度58分10.6秒 (エ)北緯35度41分36.3秒、東経135度58分20.6秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方郡美浜町丹生地先	なし
区第25号	美浜町漁業協同組合	福井県三方郡美浜町日向の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度36分38.9秒、東経135度53分24.0秒 (イ)北緯35度36分34.4秒、東経135度53分08.7秒 (ウ)北緯35度36分12.7秒、東経135度53分17.6秒 (エ)北緯35度36分16.0秒、東経135度53分33.7秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方郡美浜町日向地先	なし
区第26号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町常神の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)および基点第500号の各点を順次に結んだ線と御神島最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第500号 北緯35度38分21.9秒、東経135度48分26.7秒 (ア)北緯35度37分48.3秒、東経135度48分16.2秒 (イ)北緯35度37分52.1秒、東経135度48分45.1秒 (ウ)北緯35度38分21.2秒、東経135度48分44.6秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	12月16日から翌3月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町常神地先	なし
区第27号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町常神の地先	次の基点第356号、基点第142号、(ア)および基点第151号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第142号 北緯35度37分59.3秒、東経135度49分00.4秒 基点第151号 北緯35度37分43.2秒、東経135度49分22.6秒 基点第356号 北緯35度37分54.1秒、東経135度49分32.7秒 (ア)北緯35度37分40.7秒、東経135度49分07.0秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町常神地先	なし
区第28号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町常神の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 (ア)北緯35度38分12.6秒、東経135度49分14.2秒 (イ)北緯35度38分06.4秒、東経135度49分16.5秒 (ウ)北緯35度38分04.7秒、東経135度49分29.6秒 (エ)北緯35度37分49.8秒、東経135度49分58.7秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町常神地先	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第30号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町常神の地先	次の点(ア)、(イ)および基点第356号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第356号 北緯35度37分54.1秒、東経135度49分32.7秒 (ア)北緯35度37分49.8秒、東経135度49分58.7秒 (イ)北緯35度37分58.8秒、東経135度49分31.3秒		第一種区画漁業	魚類・いか類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町常神地先	なし
区第31号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町神子の地先	次の基点第151号、(ア)、(イ)および基点第153号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第151号 北緯35度37分43.2秒、東経135度49分22.6秒 基点第153号 北緯35度37分25.5秒、東経135度49分34.4秒 (ア)北緯35度37分40.7秒、東経135度49分07.0秒 (イ)北緯35度37分19.4秒、東経135度49分11.7秒		第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町神子地先	なし
区第32号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町神子の地先	次の基点第359号、(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第359号 北緯35度37分20.9秒、東経135度50分04.3秒 (ア)北緯35度37分22.1秒、東経135度50分10.4秒 (イ)北緯35度37分17.0秒、東経135度50分10.7秒 (ウ)北緯35度37分16.2秒、東経135度49分59.4秒 (エ)北緯35度37分23.5秒、東経135度49分59.4秒		第一種区画漁業	魚類・いか類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町神子地先	なし
区第33号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町神子の地先	次の基点第360号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第156号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、基点第360号、(カ)、(オ)および基点第420号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第156号 北緯35度36分29.7秒、東経135度49分38.2秒 基点第360号 北緯35度36分57.2秒、東経135度50分08.4秒 基点第420号 北緯35度36分41.2秒、東経135度49分38.8秒 (ア)北緯35度37分10.0秒、東経135度50分06.2秒 (イ)北緯35度37分13.3秒、東経135度49分50.4秒 (ウ)北緯35度36分59.8秒、東経135度49分22.8秒		第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町神子地先	なし
区第35号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町小川の地先	次の基点第161号、基点第372号および基点第158号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第158号 北緯35度36分10.4秒、東経135度49分56.0秒 基点第161号 北緯35度36分09.0秒、東経135度50分37.0秒 基点第372号 北緯35度36分05.0秒、東経135度49分55.6秒		第一種区画漁業	魚類・いか類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町小川地先	なし
区第36号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町小川の地先	次の基点第161号、基点第372号、(ア)、(イ)、基点第162号および基点第161号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 北緯35度36分09.0秒、東経135度50分37.0秒 基点第162号 北緯35度36分05.1秒、東経135度50分39.5秒 基点第372号 北緯35度36分05.0秒、東経135度49分55.5秒 (ア)北緯35度35分52.0秒、東経135度49分54.4秒 (イ)北緯35度35分43.5秒、東経135度50分21.8秒		第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町小川地先	なし
区第37号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町遊子の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度36分07.4秒、東経135度51分08.0秒 (イ)北緯35度35分58.9秒、東経135度51分13.7秒 (ウ)北緯35度36分01.2秒、東経135度51分16.4秒 (エ)北緯35度36分09.0秒、東経135度51分11.5秒		第一種区画漁業	魚類・いか類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町遊子地先	なし
区第38号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町遊子および塩坂越の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度35分56.4秒、東経135度51分12.8秒 (イ)北緯35度35分56.4秒、東経135度51分00.8秒 (ウ)北緯35度35分47.3秒、東経135度51分03.5秒 (エ)北緯35度35分45.9秒、東経135度51分15.3秒		第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町遊子地先、同塩坂越地先	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第50号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町塩板越の地先	次の基点第553号と(ア)とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第553号 北緯35度35分31.3秒、東経135度51分14.8秒 (ア)北緯35度35分25.4秒、東経135度51分23.3秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町塩板越地先	なし
区第51号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町塩板越の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度35分26.9秒、東経135度51分15.7秒 (イ)北緯35度35分23.5秒、東経135度51分04.5秒 (ウ)北緯35度35分17.0秒、東経135度51分07.5秒 (エ)北緯35度35分20.4秒、東経135度51分18.7秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町塩板越地先	なし
区第52号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町世久見の地先	次の基点第501号、(ア)、(イ)および基点第554号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第501号 北緯35度34分35.6秒、東経135度50分52.3秒 基点第554号 北緯35度34分26.1秒、東経135度50分55.4秒 (ア)北緯35度34分23.7秒、東経135度50分40.7秒 (イ)北緯35度34分19.3秒、東経135度50分47.9秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町世久見地先	なし
区第53号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町世久見の地先	次の基点第515号、(ア)、(イ)、(ウ)、基点第503号および基点第515号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第503号 北緯35度34分05.8秒、東経135度50分23.6秒 基点第515号 北緯35度34分42.1秒、東経135度50分55.3秒 (ア)北緯35度34分56.0秒、東経135度50分33.3秒 (イ)北緯35度34分06.7秒、東経135度49分57.8秒 (ウ)北緯35度33分59.3秒、東経135度50分14.8秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町世久見地先	なし
区第55号	若狭三方漁業協同組合	福井県三方上中郡若狭町世久見の地先	次の基点第516号、(ア)および基点第369号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第369号 北緯35度34分07.3秒、東経135度49分39.7秒 基点第516号 北緯35度33分46.8秒、東経135度49分58.0秒 (ア)北緯35度33分48.9秒、東経135度50分00.9秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類・いか類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	三方上中郡若狭町世久見地先	なし
区第56号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市田島の地先	次の点(ア)、(イ)および基点第518号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、基点第423号と基点第517号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第423号 北緯35度33分03.7秒、東経135度49分19.1秒 基点第517号 北緯35度32分58.2秒、東経135度49分29.2秒 基点第518号 北緯35度32分28.8秒、東経135度49分36.7秒 (ア)北緯35度33分30.7秒、東経135度48分42.6秒 (イ)北緯35度34分06.7秒、東経135度49分57.8秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市田島の地先	なし
区第57号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市田島の地先	次の基点第518号、(ア)および基点第562号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第518号 北緯35度32分28.8秒、東経135度49分58.0秒 基点第562号 北緯35度32分26.6秒、東経135度49分52.5秒 (ア)北緯35度32分22.3秒、東経135度49分36.0秒	第一種区画漁業	魚類・いか類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市田島の地先	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第58号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市田鳥の地先	次の基点第464号、(ア)、(イ)および基点第175号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第175号 北緯35度32分15.8秒、東経135度48分45.1秒 基点第464号 北緯35度32分00.9秒、東経135度49分33.7秒 (ア)北緯35度32分17.1秒、東経135度49分35.5秒 (イ)北緯35度32分41.8秒、東経135度48分44.3秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市田鳥地先	なし
区第60号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市矢代の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度32分14.1秒、東経135度48分10.0秒 (イ)北緯35度31分46.8秒、東経135度48分37.7秒 (ウ)北緯35度31分56.7秒、東経135度48分54.8秒 (エ)北緯35度32分25.5秒、東経135度48分26.8秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市矢代地先	なし
区第61号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市矢代の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度31分54.8秒、東経135度48分23.7秒 (イ)北緯35度31分48.7秒、東経135度48分26.3秒 (ウ)北緯35度31分50.7秒、東経135度48分30.5秒 (エ)北緯35度31分57.3秒、東経135度48分27.4秒	第一種区画漁業	魚類・いか類・たこ類小割式養殖業およびうに類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市矢代地先	なし
区第62号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市志穂の地先	次の基点第481号、(ア)、(イ)および基点第290号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ただし、(ウ)と(エ)とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第290号 北緯35度31分51.1秒、東経135度47分43.3秒 基点第481号 北緯35度31分57.6秒、東経135度48分15.8秒 (ア)北緯35度32分12.5秒、東経135度48分00.4秒 (イ)北緯35度32分10.6秒、東経135度47分43.2秒 (ウ)北緯35度31分40.6秒、東経135度48分00.4秒 (エ)北緯35度31分41.4秒、東経135度47分44.9秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市志穂地先	なし
区第63号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市犬熊の地先	次の基点第290号、(ア)および基点第373号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第290号 北緯35度31分51.1秒、東経135度47分43.3秒 基点第373号 北緯35度31分58.9秒、東経135度47分16.6秒 (ア)北緯35度32分08.6秒、東経135度47分43.2秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業、藻類垂下式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市犬熊地先	なし
区第65号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市阿納の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度32分00.2秒、東経135度47分20.2秒 (イ)北緯35度32分04.8秒、東経135度47分32.9秒 (ウ)北緯35度32分23.0秒、東経135度47分37.0秒 (エ)北緯35度32分20.1秒、東経135度47分30.0秒 (オ)北緯35度32分07.5秒、東経135度47分15.4秒	第一種区画漁業	魚類・いか類小割式養殖業、貝類垂下式養殖業、藻類垂下式養殖業およびうに類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市阿納地先	なし
区第66号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市西小川の地先	次の基点第563号、(ア)、(イ)(ウ)、(エ)および基点第415号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第415号 北緯35度32分37.9秒、東経135度46分12.0秒 基点第563号 北緯35度32分58.5秒、東経135度46分02.8秒 (ア)北緯35度32分55.3秒、東経135度46分01.3秒 (イ)北緯35度32分57.0秒、東経135度45分56.0秒 (ウ)北緯35度32分45.2秒、東経135度45分51.6秒 (エ)北緯35度32分41.3秒、東経135度46分01.4秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市西小川地先	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第67号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市西小川の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度32分43.8秒、東経135度45分55.9秒 (イ)北緯35度32分55.3秒、東経135度46分01.4秒 (ウ)北緯35度32分59.1秒、東経135度45分49.4秒 (エ)北緯35度32分46.5秒、東経135度45分48.3秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市西小川地先	なし
区第68号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市加尾の地先	次の基点第376号と基点第377号とを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第376号 北緯35度32分36.6秒、東経135度45分58.7秒 基点第377号 北緯35度32分39.2秒、東経135度45分54.0秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市加尾地先	なし
区第70号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市宇久の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度32分47.6秒、東経135度45分21.6秒 (イ)北緯35度32分45.8秒、東経135度45分21.5秒 (ウ)北緯35度32分45.5秒、東経135度45分17.7秒 (エ)北緯35度32分47.2秒、東経135度45分17.7秒	第一種区画漁業	魚類・たこ類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市宇久地先	なし
区第71号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市泊の地先	次の基点第520号、(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第520号 北緯35度32分33.4秒、東経135度41分39.8秒 (ア)北緯35度32分30.2秒、東経135度41分39.6秒 (イ)北緯35度32分29.3秒、東経135度42分06.9秒 (ウ)北緯35度32分35.8秒、東経135度42分07.3秒 (エ)北緯35度32分35.4秒、東経135度41分41.8秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市泊地先	なし
区第72号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市仏谷の地先	次の基点第192号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および基点第194号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第192号 北緯35度31分31.7秒、東経135度44分01.7秒 基点第194号 北緯35度31分54.2秒、東経135度44分09.3秒 (ア)北緯35度31分18.1秒、東経135度43分38.7秒 (イ)北緯35度31分12.7秒、東経135度43分40.1秒 (ウ)北緯35度31分27.9秒、東経135度44分24.8秒 (エ)北緯35度31分39.6秒、東経135度44分37.1秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市仏谷地先	なし
区第73号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市若狭の地先	次の基点第194号、(ア)および基点第196号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第194号 北緯35度31分54.2秒、東経135度44分09.3秒 基点第196号 北緯35度32分05.3秒、東経135度44分48.4秒 (ア)北緯35度31分47.2秒、東経135度44分22.6秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市若狭地先、同甲ヶ崎地先	なし
区第75号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市甲ヶ崎の地先	次の基点第198号と基点第199号とを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ただし、(ア)、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 基点第198号 北緯35度32分07.6秒、東経135度45分00.8秒 基点第199号 北緯35度32分01.3秒、東経135度45分18.7秒 (ア)北緯35度31分55.8秒、東経135度45分49.5秒 (イ)北緯35度32分16.2秒、東経135度45分46.3秒 (ウ)北緯35度32分16.2秒、東経135度45分26.5秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市若狭地先、同甲ヶ崎地先	なし
区第76号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市福谷の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度31分32.6秒、東経135度44分50.4秒 (イ)北緯35度31分39.6秒、東経135度44分37.1秒 (ウ)北緯35度31分27.0秒、東経135度44分26.4秒 (エ)北緯35度31分17.2秒、東経135度44分43.4秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市小松原地先、同新小松原地先、同下竹原地先、同福谷地先、同羽賀地先、同水取地先、同生守地先、同下根来地先	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第77号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市青井の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度29分44.2秒、東経135度43分45.2秒 (イ)北緯35度29分51.7秒、東経135度43分32.2秒 (ウ)北緯35度29分43.7秒、東経135度43分25.4秒 (エ)北緯35度29分36.2秒、東経135度43分38.4秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市小松原地先、同下竹原地先、同新小松原地先、同福谷地先、同北塩屋地先、同山王前地先、同松ヶ崎地先、同湊地先、同堀屋敷地先	なし
区第78号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市岡津の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)および基点第211号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第211号 北緯35度29分04.0秒、東経135度39分23.5秒 (ア)北緯35度29分13.7秒、東経135度39分28.1秒 (イ)北緯35度29分17.7秒、東経135度39分21.8秒 (ウ)北緯35度29分08.0秒、東経135度39分17.2秒	第一種区画漁業	たこ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市東勢地先、同西勢地先、同飯飯地先、同加斗地先	なし
区第80号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市壁海の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度32分22.7秒、東経135度42分59.2秒 (イ)北緯35度32分22.0秒、東経135度42分57.3秒 (ウ)北緯35度32分19.6秒、東経135度42分57.3秒 (エ)北緯35度32分18.9秒、東経135度42分58.9秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	小浜市壁海地先	なし
区第81号	大島漁業協同組合	福井県大飯郡おおい町長井の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度29分07.0秒、東経135度38分09.1秒 (イ)北緯35度29分11.3秒、東経135度38分07.2秒 (ウ)北緯35度29分10.2秒、東経135度37分56.7秒 (エ)北緯35度29分12.9秒、東経135度37分49.3秒 (オ)北緯35度29分09.8秒、東経135度37分46.5秒 (カ)北緯35度29分05.8秒、東経135度37分59.0秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡おおい町大島地先、同大見地先	なし
区第82号	大島漁業協同組合	福井県大飯郡おおい町小堀の地先	次の基点第433号、(ア)、(イ)および基点第215号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第215号 北緯35度28分56.3秒、東経135度36分18.1秒 基点第433号 北緯35度28分56.7秒、東経135度36分28.0秒 (ア)北緯35度29分11.4秒、東経135度36分29.5秒 (イ)北緯35度29分13.5秒、東経135度36分21.1秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡おおい町大見地先	なし
区第83号	大島漁業協同組合	福井県大飯郡おおい町大島の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度31分25.5秒、東経135度39分04.2秒 (イ)北緯35度31分33.5秒、東経135度38分57.5秒 (ウ)北緯35度31分27.7秒、東経135度38分39.8秒 (エ)北緯35度31分17.2秒、東経135度38分49.4秒	第一種区画漁業	魚類・いか類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡おおい町大島地先	なし
区第85号	大島漁業協同組合	福井県大飯郡おおい町大島の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度31分31.7秒、東経135度40分21.3秒 (イ)北緯35度32分01.0秒、東経135度40分11.5秒 (ウ)北緯35度32分00.2秒、東経135度40分03.6秒 (エ)北緯35度31分30.9秒、東経135度40分13.4秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡おおい町大島地先	なし
区第86号	大島漁業協同組合	福井県大飯郡おおい町大島の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度31分25.5秒、東経135度39分04.2秒 (イ)北緯35度31分29.5秒、東経135度39分00.8秒 (ウ)北緯35度31分21.1秒、東経135度38分45.8秒 (エ)北緯35度31分17.2秒、東経135度38分49.4秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡おおい町大島地先	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第87号	大島漁業協同組合	福井県大飯郡おおい町大島の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度31分21.9秒、東経135度39分10.9秒 (イ)北緯35度31分06.5秒、東経135度39分00.3秒 (ウ)北緯35度30分56.0秒、東経135度39分12.7秒 (エ)北緯35度31分11.5秒、東経135度39分23.4秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡おおい町大島地先	なし
区第88号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町車持の地先	次の基点第215号、(ア)および基点第216号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第215号 北緯35度28分56.3秒、東経135度36分18.1秒 基点第216号 北緯35度29分25.4秒、東経135度35分32.6秒 (ア)北緯35度29分13.5秒、東経135度36分21.1秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町和田地先	なし
区第100号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町小黒飯の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度30分43.2秒、東経135度30分41.0秒 (イ)北緯35度30分43.9秒、東経135度30分38.4秒 (ウ)北緯35度30分46.5秒、東経135度30分38.4秒 (エ)北緯35度30分45.8秒、東経135度30分40.9秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町小黒飯地先	なし
区第101号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町音海の地先	次の基点第558号、(ア)、(イ)および(ウ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第558号 北緯35度32分20.3秒、東経135度29分50.1秒 (ア)北緯35度32分17.1秒、東経135度29分43.1秒 (イ)北緯35度32分17.2秒、東経135度30分09.9秒 (ウ)北緯35度32分24.0秒、東経135度30分09.5秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町音海地先	なし
区第102号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町神野浦の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度31分33.4秒、東経135度29分40.6秒 (イ)北緯35度31分34.1秒、東経135度29分37.3秒 (ウ)北緯35度31分27.6秒、東経135度29分35.3秒 (エ)北緯35度31分26.7秒、東経135度29分38.7秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町神野浦地先	なし
区第103号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町日引の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度32分21.1秒、東経135度28分50.6秒 (イ)北緯35度32分30.0秒、東経135度28分43.0秒 (ウ)北緯35度32分24.1秒、東経135度28分28.0秒 (エ)北緯35度32分17.7秒、東経135度28分34.3秒 (オ)北緯35度32分10.7秒、東経135度28分27.6秒 (カ)北緯35度32分05.8秒、東経135度28分35.0秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業および貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町日引地先	なし
区第105号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町上瀬の地先	次の基点第399号、(ア)、(イ)、基点第400号および基点第399号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第399号 北緯35度32分47.6秒、東経135度28分47.6秒 基点第400号 北緯35度33分10.9秒、東経135度29分01.2秒 (ア)北緯35度32分44.3秒、東経135度28分56.6秒 (イ)北緯35度33分07.8秒、東経135度29分10.3秒	第一種区画漁業	藻類垂下式養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町上瀬地先	なし
区第106号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町上瀬の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯35度33分02.2秒、東経135度28分05.1秒 (イ)北緯35度33分08.0秒、東経135度28分59.5秒 (ウ)北緯35度33分09.6秒、東経135度28分55.1秒 (エ)北緯35度33分03.6秒、東経135度28分51.7秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町上瀬地先	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第107号	小浜市漁業協同組合	福井県小浜市甲ヶ崎の地先	次の基点第199号、(ア)、(イ)、(ウ)と基点第381号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第199号 北緯35度32分01.3秒、東経135度45分18.7秒 基点第381号 北緯35度31分44.7秒、東経135度45分03.6秒 (ア)北緯35度32分03.0秒、東経135度45分13.9秒 (イ)北緯35度31分56.0秒、東経135度45分03.7秒 (ウ)北緯35度31分46.8秒、東経135度45分00.6秒	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大飯郡高浜町甲ヶ崎地先	なし
区第2号	越廬漁業協同組合	福井県福井市柴崎の地先	次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)および(ア)を順次に結んだ線によって囲まれた区域 (ア)北緯36度02分33.4秒、東経136度00分37.9秒 (イ)北緯36度02分33.3秒、東経136度00分38.5秒 (ウ)北緯36度02分32.5秒、東経136度00分40.0秒 (エ)北緯36度02分32.7秒、東経136度00分40.4秒 (オ)北緯36度02分39.6秒、東経136度00分40.3秒 (カ)北緯36度02分40.1秒、東経136度00分41.8秒 (キ)北緯36度02分42.7秒、東経136度00分40.1秒 (ク)北緯36度02分41.2秒、東経136度00分36.6秒 (ケ)北緯36度02分39.5秒、東経136度00分37.7秒 (コ)北緯36度02分38.6秒、東経136度00分37.7秒 (サ)北緯36度02分37.2秒、東経136度00分38.1秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業およびうに類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	漁港区域においては、漁港管理者が養殖筏等の設置について必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。
区第200号	野村雅人	福井県小浜市甲ヶ崎の地先	次の基点第196号、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および基点第198号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第196号 北緯35度32分05.3秒、東経135度44分48.4秒 基点第198号 北緯35度32分07.6秒、東経135度45分00.8秒 (ア)北緯35度31分47.2秒、東経135度44分22.6秒 (イ)北緯35度31分28.2秒、東経135度44分58.8秒 (ウ)北緯35度31分47.8秒、東経135度44分59.1秒 (エ)北緯35度31分57.0秒、東経135度45分01.3秒 (オ)北緯35度32分03.8秒、東経135度45分11.8秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第201号	野村雅人	福井県小浜市甲ヶ崎の地先	次の基点第199号、(ア)、(イ)、(ウ)と基点第381号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第199号 北緯35度32分01.3秒、東経135度45分18.7秒 基点第381号 北緯35度31分44.7秒、東経135度45分03.6秒 (ア)北緯35度32分03.0秒、東経135度45分13.9秒 (イ)北緯35度31分56.0秒、東経135度45分03.7秒 (ウ)北緯35度31分46.8秒、東経135度45分00.6秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第202号	有限会社間宮真珠養殖場	福井県大飯郡おおい町小姫の地先	次の基点第214号、(ア)および基点第433号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第214号 北緯35度29分05.6秒、東経135度36分53.1秒 基点第433号 北緯35度28分56.7秒、東経135度36分28.0秒 (ア)北緯35度29分11.4秒、東経135度36分29.5秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第203号	若狭高浜漁業協同組合	福井県大飯郡高浜町車持の地先	次の基点第215号、(ア)および基点第216号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第215号 北緯35度28分56.3秒、東経135度36分18.1秒 基点第216号 北緯35度29分25.4秒、東経135度35分32.6秒 (ア)北緯35度29分13.5秒、東経135度36分21.1秒	第一種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第205号	若狭大月真珠養殖株式会社	福井県大飯郡おおい町 犬見の地先	次の基点第222号、(ア)および基点第223号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 基点第222号 北緯35度29分24.4秒、東経135度36分23.1秒 基点第223号 北緯35度29分30.6秒、東経135度36分37.2秒 (ア)北緯35度29分23.7秒、東経135度36分35.2秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第206号	若狭大月真珠養殖株式会社	福井県大飯郡おおい町 犬見の地先	次の基点第223号、(ア)、(イ)および基点第224号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第223号 北緯35度29分30.6秒、東経135度36分37.2秒 基点第224号 北緯35度29分29.7秒、東経135度37分14.5秒 (ア)北緯35度29分23.7秒、東経135度36分35.2秒 (イ)北緯35度29分21.9秒、東経135度37分07.6秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第207号	有限会社間宮真珠養殖場	福井県大飯郡おおい町 犬見の地先	次の基点第224号、(ア)、(イ)および基点第225号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第224号 北緯35度29分29.7秒、東経135度37分14.5秒 基点第225号 北緯35度29分20.7秒、東経135度37分29.6秒 (ア)北緯35度29分21.9秒、東経135度37分07.6秒 (イ)北緯35度29分17.4秒、東経135度37分25.1秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第208号	有限会社間宮真珠養殖場	福井県大飯郡おおい町 犬見の地先	次の基点第226号、(ア)、(イ)および基点第434号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第226号 北緯35度29分20.6秒、東経135度37分36.6秒 基点第434号 北緯35度29分32.2秒、東経135度37分44.0秒 (ア)北緯35度29分18.8秒、東経135度37分39.8秒 (イ)北緯35度29分28.7秒、東経135度37分48.1秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	いかだ敷設等については、別途指令する指示に従わなければならない。